

きょうとらっく

<http://www.kyotruck.or.jp>

2015.7 No.279

7月中の会員専用HPのパスワードは、0279です



海住山寺(京都府木津川市加茂町)

CONTENTS

トピックス

- 01 第90回一般社団法人京都府トラック協会「通常総会」を開催
- 02 協会だより
- 03 「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について
- 04 京都モデルフォレスト協会から感謝状を受ける
- 05 平成27年度安全性優良事業所京都運輸支局長表彰について
- 06 適正化事業に係る巡回指導の結果から
- 07 平成26年度「全国トラックドライバー・コンテスト」優勝者による
安倍内閣総理大臣表敬訪問を実施
- 08 他山の石
- 09 軽油価格調査(平成27年6月1日現在)
- 10 軽油価格調査表
- 11 第90回 全日本トラック協会通常総会を開催
- 12 平成27年度経営診断受診促進事業の実施について
- 13 支部主催 健康診断実施計画一覧
- 14 平成28年度(2016年度)流通大学推薦入試について

- 15 荷主企業と運送事業者の協力によるトラックドライバーの長時間労働
の改善に向けた取組事例について

行政だより

- 16 「貨物自動車運送業における中継輸送にかんするQ&A」について
- 17 準中型免許に係る改正道路交通法の概要について
- 18 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
- 19 就労環境改善チーム事業(就労環境改善助成金)のご案内
- 20 「職場意識改善助成金」のご案内
- 21 平成27年度 夏の交通事故防止府民運動実施要綱

陸災防だより

- 22 平成27年度 陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動の実施について

京ト協連だより

- 23 「全国トラック事業グループ保険」の概要

近畿共済だより

- 24 平成27年度強化月間 新規契約推進キャンペーン
- 25 「海の京都博」開催!!!~7月18日(土)~11月15日(日)~

TOPICS トピックス

第90回 一般社団法人京都府トラック協会「通常総会」を開催

6月17日(水) 14時から、ホテルグランヴィア京都(京都市下京区)において、一般社団法人京都府トラック協会の「第90回通常総会」を開催しました。

総会は、「陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部」、「京都府トラック運送事業政治連盟」の総会も併催する、3部構成での開催となりました。



金井清治会長



荒木律也副会長



今井茂雄副会長



河島義孝副会長



藤田周士副会長



開会冒頭、金井清治会長から「昨今の経済情勢、とりわけアベノミクス効果により景気回復の兆しが見えてきた1年であった。トラック業界は、高止まりであった軽油価格も落ち着き、貨物輸送量も増加傾向に転じている。しかし、人手不足・トラック不足によりその対応に苦慮した。また今後は、長時間労働に対する時間外労働による割増賃金の割増率が3年後の平成30年度末には猶予が切れることとなるため、長時間労働を解消すべく、官・労・使が一体となって改善策を検討することになっている。協会としてこの問題に全力を挙げて取り組んでまいり所存であるので、今後とも協会の一層の発展のため、会員ならびに理事各位の絶大なご協力をいただきたい。」旨の挨拶の後、金井会長が議長となり、陸災防、政治連盟の順で議案が審議されました。

引き続き京ト協の第90回通常総会を開催し、議長に宇野賢志氏(有)宇野エキスプレスを選任し、宇野議長の議事進行のもと、報告事項である 平成26年度事業報告、承認事項として 第1号議案 平成26年度決算報告、第2号議案 任期満了に伴う役員の改選(案)が提案され、いずれも異議無く承認されました。

質疑においては、長時間労働の割増賃金が平成31年4月から中小企業にも適用されることを受け、今後協会としてのどの様に対処するのか、また運転免許制度についてもどの様に考えているのか等、今後の協会としての対応を確認する質問が出されました。

また、平成26年度で退任される役員を代表し、平成3年度から理事に就任され、副会長も務めてこられた上田龍司前副会長から、就任時からの出来事や思い出を交えた退任のごあいさつが行われました。

続いて、ご出席いただいたご来賓のうち、阿部竜矢近畿運輸局自動車交通部長、生長真人京都労働局労働基準部長からご挨拶を賜り、ご来賓の紹介が行われた後、総会は閉会となりました。

会場を移し、井上景之近畿運輸局京都運輸支局長の乾杯の音頭で懇親会が開宴され、和やかに歓談が行われた後、荒木律也副会長の「中締め」により、懇親会は盛会裏に閉宴となりました。



宇野議長



上田(前)副会長



阿部部長



生長部長

役員改選に伴う新役員は、下表のとおりです。

役 職	氏 名	会 社 名
会 長	金井 清治	京都産業貨物 株式会社
副 会 長	荒木 律也	荒木運送 株式会社
副 会 長	今井 茂雄	丸井今井配送 株式会社
副 会 長	河嶋 義孝	河嶋運送 株式会社
副 会 長	藤田 周士	株式会社 カシックス
専務理事	浅井 孝司	一般社団法人 京都府トラック協会
常務理事	葛城 滉男	一般社団法人 京都府トラック協会
常務理事	山田 博之	一般社団法人 京都府トラック協会
理 事	村尾 憲三	舞鶴運輸 株式会社
理 事	鍋師 重則	株式会社 京綾貨物輸送
理 事	中嶋 守	株式会社 流通システムナカジマ
理 事	大島 隆彦	有限会社 港梱包
理 事	大前 徹夫	大一倉庫運輸 株式会社
理 事	吉田 敏雄	たちばな運輸 株式会社
理 事	宇野 賢志	有限会社 宇野エキスプレス
理 事	國友 貴之	ぎおん菊水運送 株式会社
理 事	蒔田 良夫	株式会社 京三運輸
理 事	山本 敏裕	株式会社 山本清掃
理 事	三木 貫嗣	有限会社 丸喜運送店
理 事	内藤 晴之	内藤運輸 株式会社
理 事	井口 博章	株式会社 I N G コーポレーション
理 事	小寺 俊郎	山代運送 株式会社
理 事	藤田 博	有限会社 ヘッグ
理 事	小野 順一	B.B.C.小野商事 株式会社
理 事	森嶌 一典	京阪運輸倉庫 株式会社
理 事	伊庭 孝明	株式会社 山城運送
理 事	平島 竜二	株式会社 岸貝物流
理 事	宮本 昌季	株式会社 エムズトランスポーツ
監 事	安達 文三	夜久野運輸倉庫 株式会社
監 事	朴木 純一	株式会社 朴の木運送店
監 事	村田 敏行	弁護士
相 談 役	竹之内 實	竹之内運送 株式会社
相 談 役	西畠 義昭	株式会社 アースカーゴ
相 談 役	上田 龍司	上田運送 株式会社



「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正が行われました。

これは、先般、乗合バスの運転者が運行中に気を失い、異変に気付いた乗客が駐車ブレーキを作動させたことにより、幸い惨事に至らなかった事案が発生しました。

このことにより、運転者の健康状態に起因する事故にあっては、これまでも自動車事故報告書に加え、「自動車事故報告書等の取扱要領」（平成元年3月29日付け、地車第44号、地備第57号）により報告することとなっておりますが、より詳細な状況をすみやかに把握するため、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、自動車事故報告規則第4条第1項の規定に準じて、速報することとなりました。

なお、同要領は下記のとおり改正されましたので、ご理解方よろしくお願いいたします。

自動車事故報告書等の取扱要領

1～4 (略)

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受理した場合、1通を控えとし、2通を報告書を受理した日から15日以内に地方運輸局長に進達すること。

ただし、運輸支局長は、規則第2条第9号に規定する事故（脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に限る。）の報告書を受理した場合にあっては、速やかに地方運輸局長に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通控えとし、1通を報告書を受理した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

ただし、地方運輸局長は、規則第2条第9号に規定する事故（脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に限る。）の報告書を受理した場合にあっては、速やかに国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6～10 (略)

11 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

ただし、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、規則第4条第1項の規程に準じ、速報させるよう事業者等を指導すること。

12～13 (略)

別表1 (略)

別表2

1. (略)

2. (1)～(5) (略)

(6) 事故等の状況（当日の運行状況及び車両停止に至った状況を含む）

(7)～(9) (略)

3. ～6. (略)

京都モデルフォレスト協会から感謝状を受ける

京都府トラック協会では、環境対策事業として平成24年度から「トラックの森整備・充実事業」を推進しており、これまでも銀閣寺山国有林一帯に約1,000本のアカマツや広葉樹を植えるなど自然環境を守る活動を展開してきました。また、その一環として、公益社団法人京都モデルフォレスト協会が行う森林保全活動を支援したところ、このたび、同協会の柏原康夫理事長から感謝状が贈呈されました。



平成27年度安全性優良事業所 京都運輸支局長表彰について

標記表彰につきまして、近畿運輸局京都運輸支局から推薦依頼がありました。
基準に該当される事業所で、表彰を希望される事業場は、8月10日（月）までに京ト協適正化事業課（TEL 075-671-3175）までお問い合わせ下さい。
なお、表彰を受けるには、下記の基準を満たしていることが必要となります。

記

表彰基準

- (1) 安全性優良事業所の認定（Gマーク）を連続して10年以上認定されている事業所
- (2) 表彰日の直前3年間において、京都運輸支局管内（府内の他営業所も含む）で、事故報告規則第2条に規定する第1当事者又は第1当事者と推定される事故を惹起していない事業所
- (3) 表彰日の直前1年間において、京都運輸支局管内（府内の他営業所も含む）で、監査に基づく行政処分を受けていない事業所
- (4) 交通事故防止に係る、定期的な運転者教育が行われている事業所
- (5) デジタル式運行記録計または、ドライブレコーダーのいずれかが、事業所に配置されている車両の90%以上に装着されている事業所であり、その効果を運転者教育等に反映させている事業所
- (6) 安全性優良事業所認定（Gマーク）を受けたことにより、荷主からの評価もしくは安定的な経営を確保した事業所または、社内において定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して個別指導に活用している事業所

適正化だより

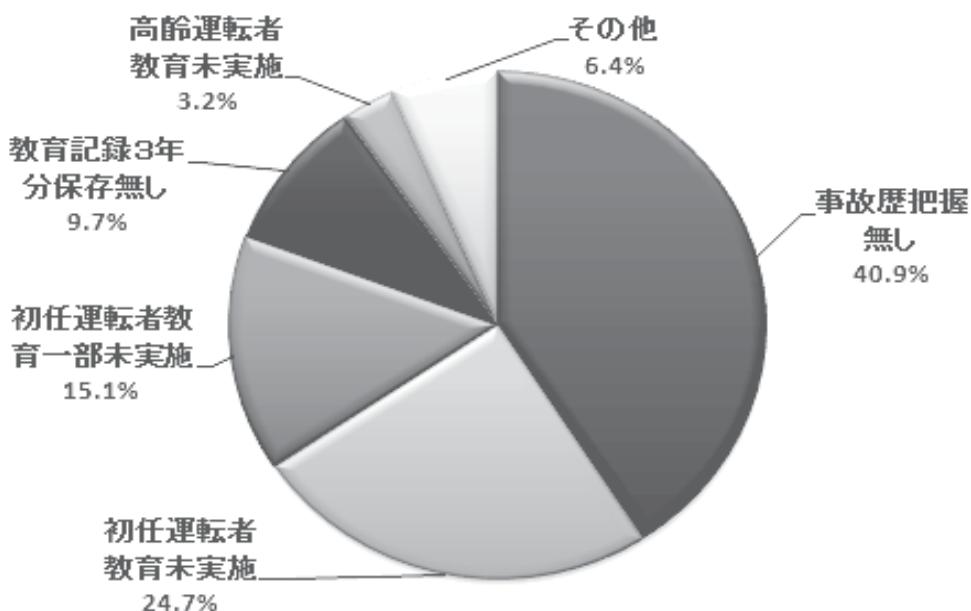
適正化事業に係る巡回指導の結果から

京都府貨物自動車運送適正化事業実施機関

◆平成26年度に実施した巡回指導において、関係法令等で求められていることが確実に実施されていない割合の多い調査事項の内「特定の運転者に対して特別な指導を行っているか」について掲載していますので、「特定の運転者に対する指導監督」の参考にしてください。

【巡回指導事業所数：413事業所 調査件数：287件 指摘件数：77件】

特定の運転者に対して特別な指導を行っているかに係る「否」の割合



★事業者は、次の運転者に対して、運行の安全を確保するために、特別な指導を行い国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければなりません。

(1) 事故惹起運転者

- ・死者又は負傷者が生じた交通事故を起こした運転者
- ・軽傷者を生じた交通事故を起こし、かつ、事故前3年間に別の交通事故を起こしたことがある運転者

【指導項目】

- ①トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- ②交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
- ③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ④交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤危険の予測及び回避
- ⑥安全運転実技

※指導時間：①から⑤まで合計6時間以上実施。⑥については可能な限り実施。

(2) 運転者として新たに雇い入れた者

〔ただし、自社において初めてトラックに乗務する前の3年間に他の一般貨物自動車運送事業者で運転者として當時選任されたことがある場合を除く〕

【指導項目】

- ① トラックの安全な運転に関する基本的事項
- ② トラックの構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 交通事故を防止するために留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑥ 安全運転実技

※指導時間：①から④まで合計6時間以上実施。⑤については可能な限り実施。

※実施時期：雇い入れ後の乗務前に実施。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に実施。

(3) 高齢運転者（65歳以上）

適性診断（適齢診断）の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

※実施時期：適性診断の結果が判明した後、1か月以内に実施。適性診断の受診時期は65歳に達した日以降1年以内に受診。その後3年以内ごとに受診。

★事業者は、運転者として新たに雇い入れた者については、自動車安全運転センターが発行する運転経歴証明書を取得させるなどして過去の事故歴を把握するとともに、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者については、国土交通大臣が認定した適性診断を受診させなければなりません。

【受診が義務づけられている適性診断】

		対象者	受診時期
初任診断		運転者として當時選任するために新たに雇い入れた者。(当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に初任運転者のための適性診断を受診したことがある者を除く)	貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前に国土交通大臣が認定した適性診断を受診。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診。
適齢診断		65歳以上の運転者。	65歳に達した日以降1年以内に1回国土交通大臣が認定した適性診断を受診。その後3年以内ごとに1回受診。
特定診断	特定診断I	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こしきつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こしきつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者。	交通事故を引き起こした後再度トラックに乗務する前に国土交通大臣が認定した適性診断を受診。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診。
	特定診断II	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こしきつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことある者。	交通事故を引き起こした後再度トラックに乗務する前に国土交通大臣が認定した適性診断を受診。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診。

平成26年度「全国トラックドライバー・コンテスト」 優勝者による安倍内閣総理大臣表敬訪問を実施



平成27年6月2日(火)、「第46回全国トラックドライバー・コンテスト」において内閣総理大臣賞を受賞した京都府代表で総合優勝をされた四手井康時さん((株)バンテックセントラル 京都営業所)をはじめとする各部門優勝者は、全日本トラック協会の星野良三会長、伊藤昭人副会長、福本秀爾理事長らとともに、総理官邸に安倍晋三内閣総理大臣を表敬訪問しました。

冒頭、星野会長が安倍総理に対して訪問の趣旨と日頃の感謝の言葉を述べ、各部門の優勝者を紹介されました。

続いて安倍総理から、内閣総理大臣賞を受賞した四手井康時選手に内閣総理大臣杯が手渡され、各部門優勝者にもそれぞれ優勝トロフィーが手渡されました。

また、安倍総理から優勝した各選手に対し、

「皆さん、おめでとうございます。皆さんはまさに今、全国の貨物の約9割をトラックが担っているわけでありますが、その日本の輸送を支えるトラックドライバーの頂点に立たれたわけであります。荷主さんの信頼に応え、しっかりと荷物を安全に届ける、そういう使命を果たしていくうえにおいて、いろいろ大変な訓練を積んでおられると、このように思います。今回はその訓練の賜物として、それぞれ賞を獲られたわけでありまして、まさにドライバーの模範となってこれからますます活躍をしていただきたい。技術に磨きをかけて、研鑽を重ねていただきたいと思います。改めまして皆さん、おめでとうございました。」と、ねぎらいと激励のお言葉を賜りました。





他山の石

適正化事業部(京都府警察本部監修)

今回の「他山の石」は、大型貨物自動車(甲)が信号待ちの後、青信号により発進した際、(甲)の右側方（道路中央線上）を北進、(甲)の前方を横断しようとした高齢者の歩行者(乙)と衝突したものです。

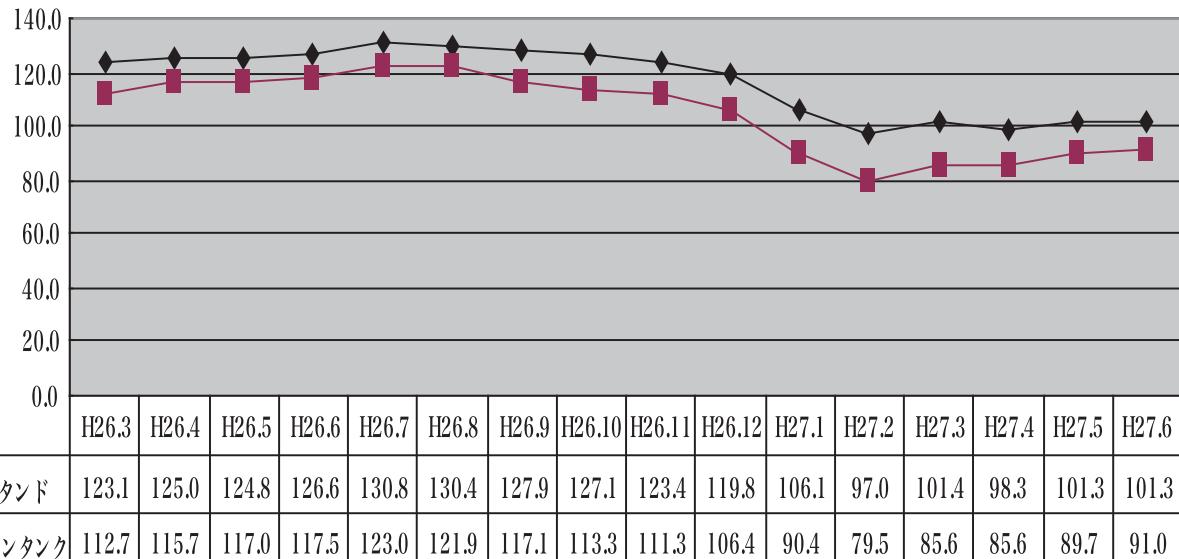
事故原因としては北進中の(甲)が前方左右の安全確認の不足などで(乙)に気づかなかったことが考えられます。

事故を防ぐためには、運転中は歩行者や自転車の有無を確認し、とりわけ高齢者の動静や周囲の交通状況に細心の注意を払いながら運転することが重要なことであり、速度の確認、前後左右の状況を充分確認し、不測の事態に備えて、いつでも危険回避出来るように心構えの準備が肝要であり、慎重な運転に心掛けていただきたいものです。

事 故 事 例	
発 生 日 時	平成27年3月 午後1時ころ (天候: 晴)
発 生 場 所	京都府内 【国道】
当 事 者	当事者(甲) = 大型貨物自動車 当事者(乙) = 歩行者(高齢者)
概 要	甲が信号待ちの後、青信号により発進した際、甲の右側方（道路中央線上）を北進、甲の前方を横断しようとした乙と衝突したもの。
現 場 状 況	<p>甲は乙を未発見で衝突</p>
特 記 事 項	甲は乙を未発見で衝突

軽油価格調査(平成27年6月1日現在)

京都府下店頭平均軽油価格調査(円/㍑)



軽油価格調査表

	27年5月1日現在						27年6月1日現在					
	インタンク			スタンド			インタンク			スタンド		
元 売 名	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
新日本	88.6	88.1	87.5	107.0	99.5	92.0	90.5	90.5	90.5	93.5	93.5	93.5
出 光	89.0	88.8	88.6	102.0	99.0	95.9	90.5	90.5	90.5	103.0	103.0	103.0
コスモ	92.6	92.6	92.6	111.0	107.5	104.0				106.0	103.3	100.5
ゼネラル							90.3	90.3	90.3			
その他の	89.4	89.4	89.4	99.0	99.0	99.0	95.0	92.5	90.0	114.0	105.3	96.5
平 均	89.9	89.7	89.5	104.8	101.3	97.7	91.6	91.0	90.3	104.1	101.3	98.4

※軽油使用量、支払条件は、調査対象としておりません。

※消費税は含んでおりません。

第90回 全日本トラック協会通常総会を開催



平成27年6月18日(木)13時30分から、第90回全日本トラック協会通常総会(第一ホテル東京)が開催されました。

開会に先立ち、全日本トラック協会の星野良三会長から「アベノミクス効果による運賃・荷動きが上向くなど景気回復を感じている。しかし、当業界では労働力不足が深刻な問題となっている中で、長時間労働で時間外労働における割増賃金の割増率について、3年後の平成31年度4月から中小企業への猶予措置がなくなり、運送業界は大きな影響を受けることとなるため、これへの対応が求められている。今後も少子高齢化・燃料問題・労働力不足等の諸課題への対策に取り組んでいきたい。等々」との挨拶がなされた。

引き続いて、定款に基づき会長が議長となり、

- ① 平成26年度事業報告(報告事項)、
- ② 平成26年度決算書類の承認、
- ③ 理事、監事、会計監査人の選任(案)並びに会長候補者の選定(案)について

上記の各議案が審議され、各議案とも異議無く承認されました。会長候補については、星野会長が再選された。

- ④ 当面する諸案件、
 - ・第20回全国トラック運送事業者大会の開催概要(案)及び次年度開催ブロック(案)について
 - ・トラック輸送における長時間労働の抑制に向けた取り組みについて
 - ・乗務時間等告示遵守違反トラック事業者に対する当面の指導方針(案)について
- 最後に、10月1日(木)全国事業者大会(石川県)の開催を報告され、終了しました。

平成27年度経営診断受診促進事業の実施について



全日本トラック協会では、経営改善に取り組む中小トラック運送事業者が、専門家による「経営実態の把握」と「具体的な課題抽出」を行う経営診断及び経営改善相談を行う経営診断受診促進事業を下記要領により実施されますので、本事業を活用していただきますようご案内いたします。

記

平成27年度経営診断受診促進事業について

(公社)全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

様々な経営課題を抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等による「総合的な経営診断(ステップ1)」を行う。さらに、その結果をベースに、経営改善に係る助言を行う「経営改善相談(ステップ2)」を実施する。

2. 事業の内容

経営改善に取り組む事業者が、経営実態の把握と課題を抽出するために必要な「総合的な経営診断(ステップ1)」を実施する場合に、経営診断費用の一部を助成する。

「総合的な経営診断(ステップ1)」の後、診断士に具体的な経営相談、助言を希望する事業者に対して「経営改善相談(ステップ2)」を実施する。

(※「ステップ1」と「ステップ2」は同時に申込申請が可能です。)

3. 診断費用

- ・総合的な経営診断(ステップ1) 16万円(税別)
- ・経営改善相談(ステップ2) 5万円(税別)

※診断士の交通費は別途

4. 助成金額

(1) 会員事業者

- ① 総合的な経営診断(ステップ1)
8万円(診断費用16万円(税別)の2分の1)
- ② 経営改善相談(ステップ2)
2万円

※ 各都道府県トラック協会による協調助成は任意とする。

(2) 会員事業者(安全性優良事業所(Gマーク事業所))

- ① 総合的な経営診断(ステップ1)
10万円(8万円(診断費用16万円(税別)の2分の1)+2万円)
- ② 経営改善相談(ステップ2)

3万円

- ※ 申請時において安全性優良事業所(Gマーク)を取得していること。
- ※ 各都道府県トラック協会による協調助成は任意とする。

5. 助成要件

全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等が実施する「全ト協標準経営診断システム」による診断を受診すること。

6. 助成金予算

310万円

7. 助成対象数

予算の範囲内とする

8. 申請受付期間

平成27年6月1日（月）～平成28年2月29日（月）※予算枠に達した場合は、その時点
で申請を締め切る。

9. 申請書類

経営診断受診申込書

10. 申請先

各都道府県トラック協会

支部主催 健康診断実施計画一覧



各支部が計画されております定期健康診断の開催状況をお知らせいたします。

開催案内は、各支部所属の会員各位にはご案内をされておりますが、支部会員以外の方
でも受診出来るよう日程等ご案内いたします。

なお、受診人数により医療機関との調整が必要となるため、他支部主催の健診を希望さ
れる方は、事前の連絡なく実施当日に行かれましても、受診できない場合がありますので、
必ず支部事務局までご連絡して下さい。

詳細につきましては、お問い合わせ願います。

主催支部	開 催 日	実 施 場 所	実施医療機関
南 支 部	平成27年7月18日（土） 15:00 ~ 17:30	京都府トラック協会	京都労働災害 被災者援護財団
中 央 支 部	平成27年8月29日（土） 14:00 ~ 17:00	京都府トラック協会	(京都城南診療所)

平成28年度(2016年度)流通経済大学推薦入試について

(公社)全日本トラック協会

物流・流通関係の教育に力を入れている流通経済大学(本部:茨城県龍ヶ崎市)では、2016年度入学試験においても全ト協からの推薦入試が実施されることとなりました。

本推薦入試は、これまで同様、課題文作成、書類審査及び面談により選考するAO(アドミッション・オフィス)入試方式にて行われます。

詳細につきましては、以下の通りです。なお、入学志願者に対しましては、流通経済大学入試センター(担当:内田、TEL0297-60-1156)まで志願者自身で直接ご連絡をいただき、オープンキャンパスへの参加申し込み、全ト協推薦枠でのAOエントリーを行って下さるよう併せてご案内をお願い致します。

平成28年度(2016年度)流通経済大学における全ト協推薦入試(AO入試)実施要領について

<募集学部>

○経済学部(経済学科、経営学科) ○社会学部(社会学科、国際観光学科) ○流通情報学部(流通情報学科) ○法学部(ビジネス法学科、自治行政学科) ○スポーツ健康科学部(スポーツ健康科学科)

<出願資格>

①同大学を第一志望とする者で、高等学校を卒業した者及び平成28年(2016年)3月卒業見込みの者

②各都道府県トラック協会会員事業者の関係者

<出願書類>

①入学志願票(所定用紙)、②調査書(開封厳禁)、③卒業証明書(社会人志願者のみ)、④健康診断書(社会人のみ、所定用紙)、⑤AO入試面談資料(所定用紙)、⑥AO入試志願者評価書(所定用紙、開封厳禁)、⑦全ト協推薦書

※「流通経済大学入学試験全ト協推薦枠受験申請書」を受領後、全ト協より大学へ直接提出いたします。

<AO入試のプロセス>

①オープンキャンパスに参加して、AOエントリーの申し込みをします。

②申し込みの際、所定用紙に「志望理由」、「大学でやりたいこと」、「自己PR」等を記入・提出、それをもとに面談を受け、認められた場合にエントリー受付完了となり、課題文を渡されます。

③「AO入試課題文」を作成し、大学教員の添削指導を受けながら課題文を完成させ、出願・本面談(入試)へと進みます。

<オープンキャンパス日程>

キャンパス	日 程
新松戸	6/27(土)、7/25(土)、8/8(土)、8/22(土)、9/12(土)、10/24(土)
青口ヶ崎	6/20(土)、7/18(土)、8/1(土)、8/29(土)、9/5(日)、10/3(土)

※オープンキャンパスにて入試説明とAOエントリーを行います。

※事前予約は不要(10:00受付開始10:30~15:00実施)

<AO入試日程>

	出願期間	試験日	合格発表日	試験場
I期	8/1(土)~8/3(月)	8/5(水)	8/7(金)	
II期	8/24(月)~9/4(金)	9/13(日)	9/18(金)	
III期	9/15(火)~10/6(火)	10/10(土)	10/16(金)	龍ヶ崎
IV期	10/26(月)~11/11(水)	11/14(土)	11/19(木)	
V期	11/16(月)~12/8(火)	12/12(土)	12/17(木)	

※試験日は、AO入試課題文の添削指導の進捗状況により決定します。

詳しくは、同校入試センター(龍ヶ崎キャンパス:0297-60-1156)へお問い合わせ下さい。

<選考方法>

書類審査及び面談

<志願方法>

入学志願者は、流通経済大学入試センター(下記)までご連絡をいただき、オープンキャンパスへの参加の申し込み、全ト協推薦枠でのAOエントリーをお済ませの上、別添の「流通経済大学入学試験全ト協推薦枠受験申請書」を、所属する者「道府県トラック協会を通じて、必ず簡易書留、特定記録郵便等にてご提出ください。

<オープンキャンパスへの参加申込及び入試に関するお問い合わせ先>

流通経済大学入試センター(龍ヶ崎キャンパス)

担当：内田

〒301-8555 茨城県龍ヶ崎市120

TEL 0297-60-1156 FAX 0297-64-9060 ホームページ <http://www.rku.ac.jp>

荷主企業と運送事業者の協力によるトラックドライバーの長時間労働の改善に向けた取組事例について

(公社)全日本トラック協会

トラック運転者は、他業種の労働者と比べて長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)の違反が高水準で推移しています。また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているなど、その労働条件及び安全衛生の確保・改善を一層推進することが喫緊の課題となっています。

これらの背景として、荷主企業との関係から、運送事業者の自助努力だけでは労働時間の短縮が進まないこと、多重的な請負構造から適切な運行管理がなされていない等の問題があげられています。

そこで、厚生労働省では、平成24~26年度の3年間、トラック運転者の労働条件改善事業として、荷主企業、元請運送事業者及びその元請運送事業者の実運送事業者(1次、2次下請等を含む)を含めた協議会を設置し、アドバイザーによる個別指導等を通じて、長時間労働を改善する取り組みを行ってきました。

その結果、荷主企業と運送事業者の協力により、トラック運転者の労働時間の短縮に向けた成果を、ここに取組事例集としてとりまとめました。実際の輸送の現場では、労働時間短縮の余地は少なくありません。ぜひこの事例を改善の参考にして下さい。

現在、トラック輸送の現場では、トラック運転者が募集しても集まらず、不足の状況が顕在化しています。その改善には、トラック運転者の労働時間の短縮をはじめとする労働条件の改善が必要となっています。

この事例集を参考に、安全で安定した輸送の実行に向け、荷主企業と運送事業者が、自主的・積極的に、改善への取り組みが行われることを期待いたします。

*詳細は京都府トラック協会ホームページのトップページ「新着情報(行政等)」から確認ができます。
<http://www.kyotruck.or.jp/>

荷主企業と 運送事業者の協力による トラックドライバーの 長時間労働の改善に向けた取組事例





「貨物自動車運送業における中継輸送に関するQ&A」について

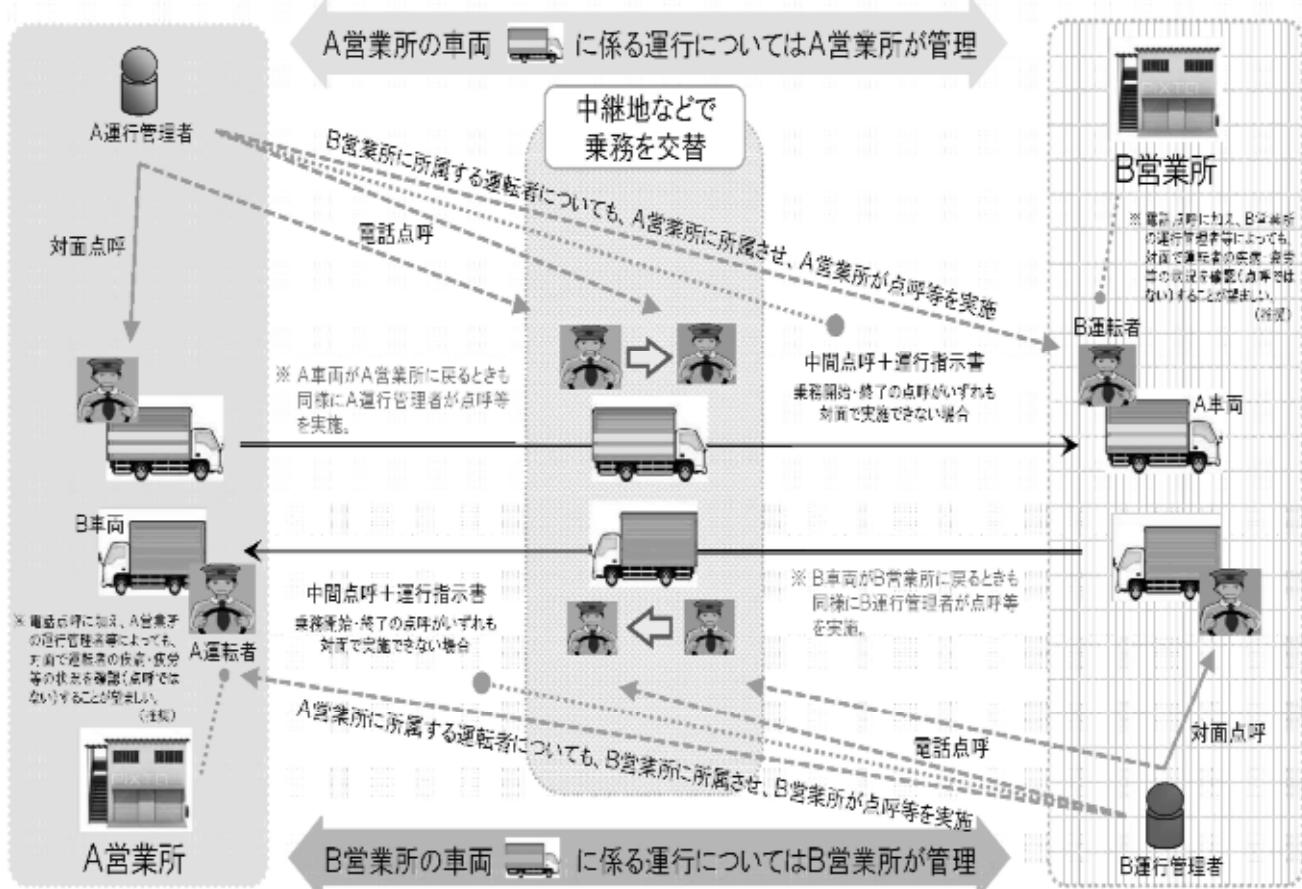


国土交通省は、トラックドライバーの人材確保及び過労運転を防止する観点から、「貨物自動車運送業における中継輸送に関するQ&Aについて」とりまとめられました。

①-1 同一事業者内での中継輸送について



同一事業者内の複数営業所において中継輸送を行う際、他営業所に所属する運転者を乗務させるには、当該運転者を使用車両の配置された営業所にも所属させ※、当該営業所から点呼や運行指示などの運行管理を一元的に行う必要があります。※ 運転者台帳を備え置くとともに、健康診断・乗務記録の共有等により適切に健康・労務管理を行う等、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める事項を遵守する必要があります。

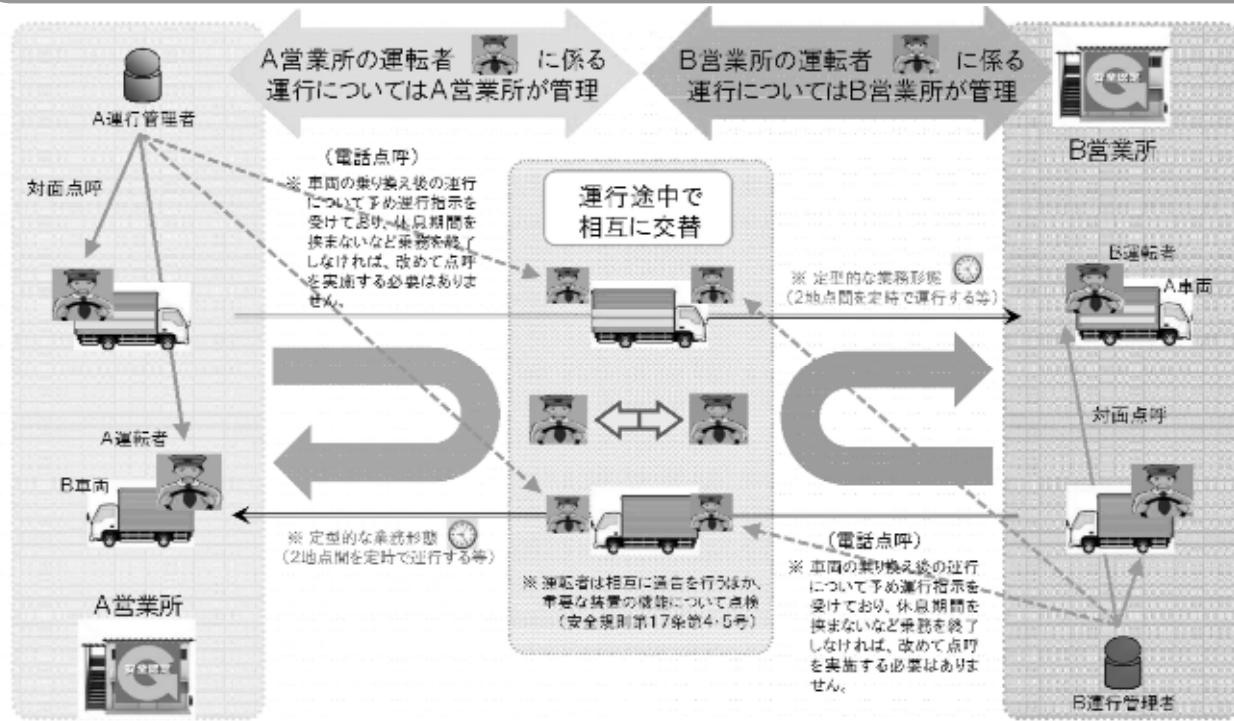


①-2 同一事業者内での中継輸送について (Gマーク特例)

国土交通省
別紙2

定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内のGマーク営業所間では、①-1による中継輸送とは別に、解釈運用通達第17条第2項の規定により、運転者を“兼務”させることなく中継輸送を行うことが可能。ただし、点呼簿・乗務記録・運行記録計の記録の共有・保存が必要となるほか、運行管理規程への明記等が必要。

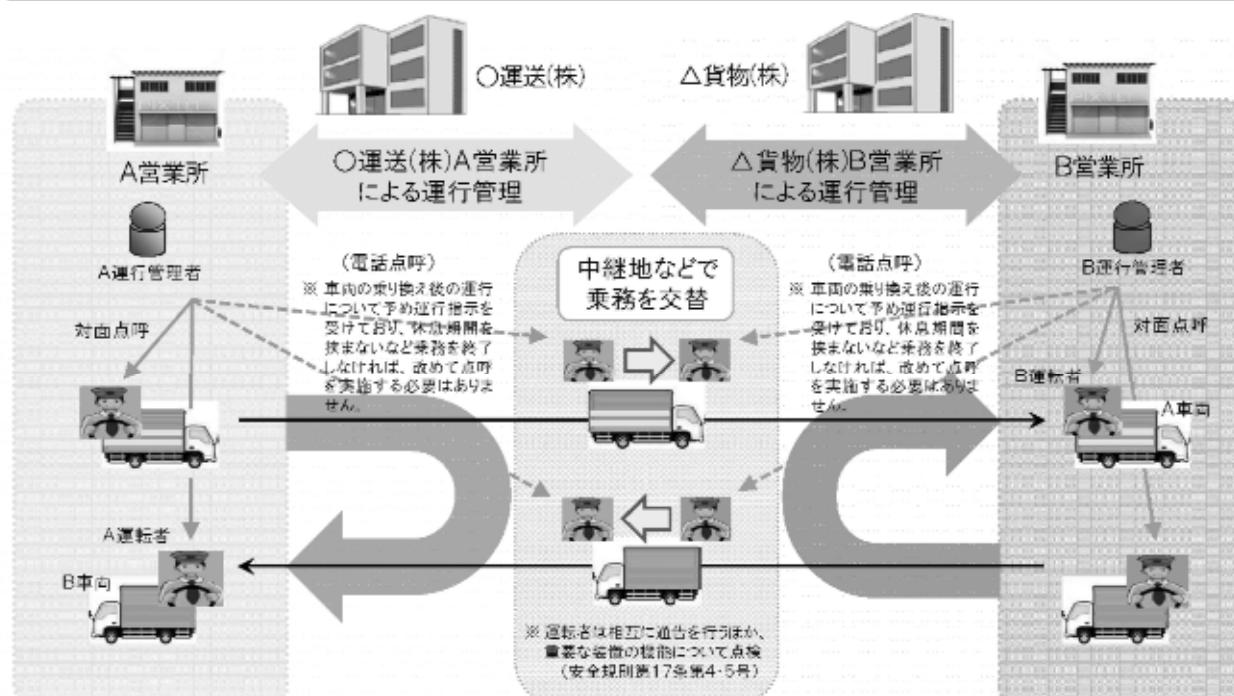
※ Gマーク営業所とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所のこと。



② 異なる事業者間での中継輸送について

国土交通省
別紙2

異なる事業者間で中継輸送を行う場合は、通達「貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の相互使用について」(平成9年7月1日)に基づき、事業者間で、責任関係などについて協定書等で定めておくこととされております。なお、運行管理については、車両に乗務する運転者が所属している営業所において行うこととなります。



準中型免許に係る改正道路交通法の概要について



先般の衆議院本会議にて可決・成立した準中型免許に係る改正道路交通法が、6月17日に公布されましたので、その概要をお知らせいたします。

道路交通法の一部を改正する法律の概要

背景

● 高齢運転者による交通死亡事故の増加

- 交通事故件数は、全体では減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び全体に占めるその割合は増加傾向
- 75歳以上の年齢別運転免許保有者10万人当たり交通死亡事故件数は、75歳未満の約2.5倍

高齢の運転免許保有者が今後更に増加することも踏まえ、高齢運転者対策が喫緊の課題

● 貨物自動車に係る事故防止対策の必要性

- 貨物自動車による交通死亡事故(1,110件)は全体の33%(平成25年中)
- 貨物自動車が中心となる車両総重量3.5～5トンの自動車による交通死亡事故の減少率は特に低い

車両総重量3.5トン以上の自動車の運転に関し、貨物自動車での試験・教習を必要とするなど運転免許制度の見直しが必要（あわせて、高校を卒業して間もない若年者の就職における運転免許の必要性という社会的要請にも配意）

概要

▶ 高齢運転者対策の推進～リスクの高い運転者への対策～

- 認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をした高齢運転者に対する臨時認知機能検査制度の導入
 - 臨時認知機能検査の結果、一定の基準に該当した者に対する臨時高齢者講習制度の導入
 - 認知機能検査において認知症のおそれがあると認められた者（※）に対し、その者の違反状況にかかわらず、臨時適性検査等を実施
- ※平成25年中では受検者全体の2.4%

▶ 貨物自動車に係る事故防止対策の推進

- 自動車の種類として準中型自動車（※1）、免許の種類として準中型自動車免許（※2）の新設
- ※1 車両総重量3.5～7.5トン等と定める予定（道路交通法施行規則関係）
- ※2 受験資格は18歳以上
- 準中型自動車免許を受けようとする者に対する講習、同免許を受けた者に係る再試験等に関する規定の整備

▶ その他

- 免許の仮停止の対象範囲の拡大

《改正案》

○ 免許の区分、受験資格等の改正概要については次のとおり。



※ 現行免許保有者の既得権は保護

- 準中型免許の取得に当たって、準中型自動車の運転に係る取得時講習等を義務付け
- 準中型自動車免許を受けた者で、当該準中型自動車免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものについては、初心者マークの表示義務の対象
- 準中型自動車免許を受けた日から1年間（初心運転者期間）に違反行為をし、一定の基準に該当することになった場合には再試験の対象

《期待される効果》

車両総重量3.5～7.5トンの自動車の免許取得の際、貨物自動車による試験・教習制度が導入されるなど、運転免許制度上の安全対策が講じられる。

※ このほか、新制度の導入に際して、国土交通省及び全日本トラック協会が連携し、トラック運転者への指導・監督の強化及び教育の充実、車両安全対策等を実施する予定。

中小型の貨物自動車を中心とする車両総重量3.5～7.5トンの自動車の免許の取得の年齢がEU並みの18歳に引き下げられる。

→ 高卒直後の若年ドライバーが、域内輸送を担う集配車を運転することが可能。（新制度導入の効果について、国土交通省は、「若年ドライバーの採用の促進に資する」との認識（H26.10.16 参・国土交通委員会）。）

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について



例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、多数の人的被害及び住家被害が発生していることから、以下のとおり、中央防災会議会長より、人命の保護を第一義とした防災態勢の一層の強化に対しての留意点について通知がありましたので、お知らせいたします。

中央防災会議会長 安倍晋三

貴殿におかれでは、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しており、特に昨年は、8月に広島市で発生した土砂災害を始め、全国各地で災害が発生したところである。

については、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際には、近年の集中豪雨の頻発及び竜巻の相次ぐ発生並びに被害状況の多様化や、風水害の危険性及び早期避難の重要性についての平時からの国民への周知、早期避難のための避難態勢の構築の徹底等、きめ細やかな取組の充実を図られたい。

特に、最近の土砂災害についても、避難勧告等が早めに発令されていれば、人的被害が減らせたと考えられることから、昨年改定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に記載されたとおり、市町村が行う避難勧告等の発令について、空振りをおそれず早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供するとともに、避難勧告等が発令された場合に屋内安全確保も含め、どのような避難行動を取るべきか住民一人ひとりの認識を深めるよう日頃から周知徹底を図られたい。貴職においても、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取組への積極的な協力及び関係機関に対する指導方を改めて依頼する。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

① 危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、崖崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかつた区域も併せて再度安全性を点検するなど、適切な措置を講ずること。

② 河川管理施設を始めとする施設管理等の強化施設管理者等は、災害発生に備え、

管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をするなど、管理の強化を図ること。また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

③ 災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るために安全確保行動に資するため、浸水想定区域(洪水、内水、雨水、高潮、津波)や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴職が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。なお、激しい雨が継続するなどして、避難場所まで移動することが危険だと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内上階の谷側に避難する等して安全を確保する必要性についても併せて周知を図ること。

④ 防災気象情報の収集及び早い段階からの確実な防災情報伝達の徹底

降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の共有を図ること。特に、住民等に対し避難勧告等を発令する市町村に対してはきめ細やかな情報の発信に努めること。また、ホームページ、SNS等のインターネット(以下「インターネット」という。)等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。情報の伝達に当たっては、マス・メディアと連携を図るとともに、インターネット等の多様な伝達手段を活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めること。なお、極めて突然的に災害が発生する場合もあり、仮に避難勧告等の発令前であっても、住民等の自主的な避難を要する場合があることに留意すること。

⑤ 関係機関から市町村に対する助言

市町村から助言を求められた際には、所掌事務に関し、適切に必要な助言を行うことができるよう、事前の準備を十分しておくこと。さらに、発災前の段階における防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施するため、時間軸に沿った防災行動計画(タイムライン)を事前に準備するなど市町村等との連携を強化すること。

⑥ 地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

⑦ 水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促すなど、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、

- 排水路、岸壁などから落ちる危険性などもあることから、これらに近付かないなどの注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。
2. 地域における社会構造の変化、住民の居住状況、自然条件や地形等といった、それぞれの地域の持つ特性に配慮し、市町村における可能な限り定量的かつわかりやすい避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成又は見直しに資する情報の提供に努めること。また、想定される災害の種別毎に定められる指定緊急避難場所と、指定避難所との違いについて十分に周知を図った上で市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進すること。
3. 視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進するとともに、市町村における避難行動要支援者名簿の作成等を受けた要配慮者情報の共有の促進、福祉避難所の指定等の促進等に努めること。
4. 災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。
5. 災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに受援体制の整備促進に努めること。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進すること。

以 上

就労環境改善チーム事業（就労環境改善助成金）のご案内

～若者等の定着につながる就労環境の改善のための積極的な取組を支援します～

1 趣 旨

若者等の定着につながる就労環境の改善に積極的に取り組む企業に助成金を交付し、府内企業の就労環境の改善を支援

2 補助対象者・対象要件

京都府内に主たる事務所等を有し、京都府社会保険労務士会が実施する**就労環境改善アドバイザーの派遣（申込用紙裏面）**の結果を受けて若者等の企業への定着につながる就労環境の改善の取り組みを行おうとする中小企業等

<中小企業の範囲> 業種に応じて①または②を満たすもの、又はこれらを構成員とする団体又はこれらに準じるもの		
業 種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

3 補助対象経費（京都府内において実施される取組が対象となります。）

若者等の定着につながる就労環境改善の取組に要する経費

- ① 福利厚生施設の整備経費（更衣室・トイレ）
 - ・従業員のトイレ・洗面所の改修
 - ・従業員の更衣室の整備
 - ・従業員の休憩所の整備 等
- ② 労働時間短縮のための設備導入経費（労働時間管理適正化システムの導入等）
 - ・就業管理システムやタイムレコーダー等の整備 等
- ③ 職場環境改善のための設備導入経費（分煙設備等）
 - ・喫煙室の設置や分煙・排煙設備の整備 等
- ④ その他就労環境の向上に資する取組に要する経費
 - ・就業規則（正社員転換制度、パワーハラスメント・育児介護休業制度等）の整備
 - ・変形労働時間制度や勤務シフト等の整備
 - ・給与・賃金規程の整備
 - ・社員向けの研修、講習会（メンタルヘルス研修、メンター育成研修等）の開催 等

4 補助上限・補助率等

補助額上限：30万円 補助率：2分の1

5 申請期間

平成27年4月1日（水）～平成27年12月25日（金）

※ 申請される場合には、事前に京都府中小企業団体中央会へご相談・ご連絡ください。

※ また、補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了すること、あるいは希望された金額を交付できない場合もありますので、御了承願います。

※ 平成26年度に若者等就労環境向上推進事業助成金を受給された場合は、原則受給できませんので、御了承願います。

6 補助対象期間

平成27年4月1日（水）～平成28年2月29日（月）

申請先・問い合わせ先

京都府中小企業団体中央会（京都市右京区西院東中水町17京都府中小企業会館4F）

TEL 075-314-7131 FAX 075-314-7130

中小企業事業主の皆さんへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善コース)

「労働時間等の設定の改善」*により、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します



- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

上限額を100万円に引き上げました!!

* 「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上あり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある**中小企業事業主**

中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など)
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
(計画的付与制度の導入など)
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計(デジタコ)
- テレワーク用通信機器
- 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフトなど)
(注: 成果目標をいずれも達成した場合のみ、支給対象となります。)

などの導入・更新

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる



厚生労働省・都道府県労働局

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間中（事業実施承認の日から平成28年2月15日まで）の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額		
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額		
成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、下の表のとおりです。

成果目標の達成状況	a、bともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円

利用の流れ

①

「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局労働基準部監督課（東京局、愛知局、大阪局は労働時間課）に提出し、事業実施の承認を受ける（締切は10月15日（木））



②

事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施



③

労働局に支給申請（締切は2月末日）

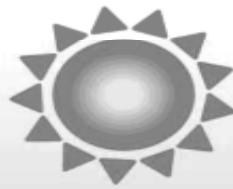
お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>

平成27年 夏の交通事故防止府民運動 実施要綱



● 運動の目的

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

● 運動スローガン

『待つゆとり 笑顔で過ごす 古都の夏』

● 実施期間

平成27年7月21日(火)から8月20日(木)までの31日間

● 運動重点

- ◇ 子どもと高齢者の交通事故防止
- ◇ 夕暮れ時・夜間の歩行中の交通事故防止
(反射材用品等の着用の促進)
- ◇ 自転車の安全な利用の推進
- ◇ 暴走行為等危険運転の追放



京都府交通対策協議会

子どもと高齢者の交通事故防止

- ◇ 自動車の運転者は、子どもや高齢者を見かけたら「止まる」「先をゆする」など、思いやりのある運転を心がけましょう。特に夏休み中の幼児や児童が通行するような道路においては細心の注意を払いましょう。
- ◇ 実施機関等では、子どもや高齢者が事故に遭わないよう、地元ボランティア等とも連携し、見守り活動や保護誘導活動等を積極的に実施しましょう。
- ◇ 実施機関等では、保護者、保育士、教師等と連携し、夏休み中に、子どもと保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催して、子どもの安全な通行方法に関する理解を深めましょう。
- ◇ 実施機関等では、加齢に伴う身体機能の低下を高齢者自身に認識してもらう取組を実施するとともに、高齢者に対しては、地域性に応じた効果的な交通安全に関するアドバイスをしましょう。
- ◇ 高齢ドライバーの事故を防止するため、地域や家庭で声を掛け合いましょう。

夕暮れ時・夜間の歩行中の交通事故防止（反射材用品等の着用の促進）

- ◇ 実施機関等では反射材用品の効果を認識してもらう取組を実施しましょう。
- ◇ 実施機関等では、夕暮れ・夜間の外出時に反射材用品を着用するなど、「目立つ工夫」に努めるよう広報しましょう。
- ◇ 自動車、自転車の運転者は、早めのライト点灯を心がけましょう。
- ◇ 実施機関等では、夜間の夏祭りやイベント等で高齢者や子どもが集まる機会には、反射材を貼付して参加する広報活動を行うよう、主催者と連携しましょう。



自転車の安全な利用の推進

- ◇ 家庭や職場では、安全な自転車の乗り方（「自転車安全利用五則」などの基本的ルール）を再確認するとともに、自転車の整備・点検を行いましょう。
- ◇ 実施機関等では、スマートフォン、携帯電話、イヤホン・ヘッドホンを使用しながら運転することの危険性を広報しましょう。
- ◇ 実施機関等では、子どものヘルメット着用を促進するとともに6歳未満の幼児を同乗させるときには、必ずヘルメットを着用させましょう。
- ◇ 実施機関は児童や生徒が自転車を運転する時は、歩行者（特に高齢者）に注意し、ドライバーとしての自覚と責任を持つよう指導しましょう。



暴走行為等危険運転の追放

- ◇ 実施機関では、暴走行為や無免許運転等の危険運転が、他人や社会に与える「危険性」「迷惑性」「社会的責任の重大さ」などを広報し、危険運転追放の機運を醸成しましょう。
- ◇ 家庭では、積極的にコミュニケーションを図り、夏休み中に子どもたちが暴走行為等に関わることがないよう注意しましょう。
- ◇ 夏祭りやイベント等大勢の人が集まる場所では、交通ルールを守り、夜間遅くならないうちに帰宅するようにしましょう。

LTI safety and health news

陸運労災防止だより

平成27年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動の実施について

本年度の運動においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画（平成25年度～平成29年度）」に基づき、近年の陸運業における労働災害の動向を踏まえて、死亡災害を大幅な減少に転じさせるとともに、死傷災害の着実な減少を図るため、交通労働災害防止対策や荷役運搬作業に係る労働災害防止対策を重点とした下記取組を進めていくことといたしました。

記

主旨：本計画の目標

- ・死亡者数を5年間で20%以上減少させる(平成24年134人→平成29年105人以下に)
- ・死傷者数を5年間で10%以上減少させる(平成24年13,834人→平成29年12,400人以下に)
- ・過重労働による健康障害を防止する。腰痛症を減少させる。
の達成に向け、労働災害防止に一層取り組む必要がある。

実施期間：平成27年7月1日（水）から7月31日（金）

スローガン：

- (1) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会スローガン
「手順書は 危険回避の 道しるべ！」
- (2) 全国安全週間スローガン
「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」

主唱者：陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

後援：厚生労働省

実施者：会員事業場

会員事業場の実施事項

- (イ) 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全点検等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- (ロ) 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（協会HP掲載）により職場の安全衛生点検を行う。
- (ハ) 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- (ニ) 全国安全週間に係る行事を実施する。

※詳細は京都府トラック協会ホームページのトップページ「新着情報(行政等)」から確認ができます。

陸運労災防止協会京都府支部

〒612-8418

京都市伏見区竹田向代町48-3 (一社) 京都府トラック協会内
(TEL 075-671-3175 FAX 075-661-0062)

協会HP <http://www.kyotruck.or.jp/>

Kyoren news

京ト協連だより



「全国トラック事業グループ保険」の概要



1. 概 要

(公社)全日本トラック協会が、会員のトラック協会等に加入するトラック運送事業者の役員・従業員及びその団体役員・職員の生活の安心を支える制度として、大手生命保険会社7社と団体契約し実施するトラック運送業界専用かつ独自の生命保険(災害保険特約付き団体定期保険)

2. 加入対象者

- (1) 全日本トラック協会役職員及び都道府県トラック協会会員事業者の経営者・従業員並びにトラック協会役職員
- (2) 日貨協連会員連合会・協同組合の組合員事業者の経営者・従業員並びに会員連合会等の役職員及び日貨協連役職員
- (3) 新規加入は15歳～70歳(加入時の実年齢。継続の場合は75歳6ヵ月まで)

3. 特 長

- (1) 簡単な加入手続き・・・医療機関の加入審査不要
- (2) 業務中・外を問わず24時間保障・・・死亡、高度障害保険金、障害・入院給付金
- (3) 低廉な保険料で幅広い保障・・・安定した配当率でさらにコスト負担が縮小
- (4) 保険期間1年・・・事業や経営環境に沿った加入内容の見直しが可能

4. 保証内容と保険料(例)

《設定条件》

- (1) 保証内容：死亡保険金または高度障害保険金+災害保険金の合計170万円
- (2) 加入単位：一口、円

加入時年齢別年間保険料と配当金受取後の保険料負担額試算(例)

(平成25年度実績 55.4%を例とした場合)

加入時年齢	性別	基礎保険料年額	配当金受取後の実年額	加入時年齢	性別	基礎保険料年額	配当金受取後の実年額
15～35歳	男	3,480	2,051	51～55歳	男	7,452	3,823
	女	2,856	1,773		女	5,196	2,817
36～40歳	男	3,924	2,249	56～60歳	男	9,840	4,888
	女	3,396	2,014		女	5,904	3,132
41～45歳	男	4,560	2,533	61～65歳	男	13,404	6,477
	女	3,720	2,158		女	7,344	3,775
46～50歳	男	5,688	3,036	66～70歳	男	20,712	9,737
	女	4,344	2,437		女	10,164	5,032

※71～75歳の保険料は省略

※配当率は年度毎に決定されます。年度によっては配当率の増減が発生します。

ご用の向きは、京都府トラック事業協同組合連合会 TEL 075-661-5888までご一報下さい。



(平成27年7月1日～平成27年11月30日)

近畿交通共済協同組合では、貨物運送事業者の皆様に経営の安定と安心をお届けするため、シンプルで確かな補償の「自動車共済」と従業員の方々のための「労働災害共済」を提供しています。

平成26年度、契約台数は、皆様からのご支援、ご協力をいただき、前年度に比べ1,000台を超える増加となりました。(対人共済・対物共済)

当共済では、毎年、組合員の拡大と新規契約獲得に重点を置いた新規契約推進キャンペーンを実施しています。今年度も、7月1日から11月30日までの5ヶ月間をキャンペーン期間として、より多くの皆様に近畿共済の良さを知っていただくよう、契約推進活動を強化してまいります。また、この間に新規契約台数の多かった上位8地域を表彰します。

※前年度のキャンペーンでは、京都地域は16地域の中、第2位でした。ご協力ありがとうございました。

お問い合わせは 契約サービス課 06-6965-2824

「自賠責共済」契約獲得促進キャンペーン

—自賠責共済も近畿共済—

(平成27年7月1日～平成27年11月30日)

「新規契約推進キャンペーン」と併行して自賠責共済の獲得促進キャンペーンを実施します。

近畿共済の自賠責共済の契約台数は、5,040台(平成27年3月31日現在)と前年度に比べ394台増加しましたが、対人共済の契約台数の10分の1に達していません。今年度は契約台数5,500台を目指し契約獲得活動を進めています。自動車共済と併せて、自賠責共済も近畿共済でのご契約をお願いします。

また、近畿共済の自賠責共済を扱っている代理店は、年々増えていますが、まだ、全地域を網羅しているとは言えません。皆様のご要望にお応えするよう、自賠責共済代理店の募集も随時行っていますので、自賠責共済代理店をお願いできる修理工場、自動車販売店をご紹介ください。

代理店の資格は・・・

資格は特に必要はありません。また、現在、損害保険会社の自賠責代理店をされている方も乗合承認なしで、当組合と代理店契約を結ぶことができます。当組合の内部審査を経て「代理店委託契約」を取り交わしていただければ自賠責共済代理店になっていただけます。

詳細につきましては当共済の契約サービス課(TEL 06-6965-2824)までお問い合わせください。

自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は貨物自動車運送事業者が相互扶助の精神のもと、組織された共済組合です。
加入・契約のお問い合わせ・連絡先 京都事務所(075-671-1894)まで



近畿交通共済協同組合

「海の京都博」開催！！！

～ 7月18日（土）～11月15日（日）～

本年、「海の京都博」が、7月18日（土）～11月15日（日）の約4ヶ月間、
京都府北部（福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町）に
おいて開催されます。



同博は、「海の京都博実行委員会（実行委員長：山田京都府知事）」により主催され、近畿運輸局京都運輸支局も実行委員として参画しています。

期間中、開催地域全体の力を結集し、歴史・文化・海・まち等を旅の楽しみとして全国に発信する様々なイベントが京都府北部各市町において行われます（期間中のみの特別な催しとしてコアイベント（下表）が行われます）。

京都府は、平成25年に歴史的・地理的に深い繋がりのある京都府北部地域を観光プロモーション、景観整備の集中投資等を通じて魅力ある観光圏とする「海の京都」プランを策定し、昨年7月、観光圏整備法の認定も受け、地域一体とした観光施策を促進しています。

期間中、各市町において様々なイベントが行われますが、7月19日（日）京丹後市、夕日ヶ浦海岸におけるウォータープロジェクションショーは日本最大のウォータースクリーンに映像を浮かべ、周辺を光りと噴水で彩る一大スペクタルショーです。

また、京都縦貫自動車道も「海の京都博」開催日に全線開通！になりますので、どうぞ、皆さま、足をお運び頂けたら幸いです。

各イベントの詳細等は、海の京都博 HP (www.uminokyotohaku.jp) をご参照下さい。

（コアイベント）

福知山市	福知山スイーツフェスティバル	9月中旬～10月中旬
舞鶴市	まいづるまち博	7月18日～9月30日
綾部市	綾のまちめぐりフェス	10月17日～11月15日
宮津市	海のみやこの物語	7月18日から10月25日
京丹後市	— U M I × M A C H I — 京丹後旅博	7月18日から10月下旬
伊根町	ウォーターフロント伊根博覧会	7月11日～8月9日、10月土日2日間
与謝野町	ちりめん街道 ゆるりartなお宝探し	7月18日～11月15日

きょうとらっく

2015.7 No.279



地域の安心・安全
サポート事業所

一般社団法人 京都府トラック協会

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町48の3
TEL.075-671-3175(代)
FAX.075-661-0062

<http://www.kyotruck.or.jp>

交通安全・環境対策・適正化事業を通じて、
トラック運送業界の発展を目指します。

一般社団法人 京都府トラック協会は、適正化事業・交通・環境・労務対策などを通じて、
公共福祉への寄与、運送事業の社会的地位の向上・協調の緊密化など、
地域社会と共生するトラック運送事業の実現を目指します。